

議案第33号

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、水道管の漏水事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

水道管の漏水事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市博多区 [REDACTED] [REDACTED]	3,043,440円

2 事件の概要

平成27年 6 月26日午後11時40分頃、市内東区みどりが丘三丁目 8 番 8 号付近の市道に埋設された水道管からの漏水により、当該水道管の周囲の土砂が押し出され、相手方 [REDACTED] [REDACTED] 所有のガス本管を研磨して当該ガス本管が破損し、損害が生じたものである。